

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年2月14日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（5名）

委員長	五味武彦君	副委員長	金丸幸司君
	清水正二君		山本英俊君
	樋泉明広君		

欠席委員（2名）

米山昇君	池神哲子君
------	-------

傍聴議員（5名）

横山洋介君	金丸寛君
斉藤芳夫君	有泉庸一郎君
内藤久歳君	

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	望月映樹君	生活環境部長	小田切聡君
福祉部長	三澤宏君	子育て健康部	小宮山正美君
保険課長	加藤文雄君	環境課長	中込広人君
福祉課長	齊藤一己君	長寿推進課長	飯沼秀司君
子育て支援課	島田伸君	国民健康保険税係	樋口一君
国民健康保険給付係	新奥知恵君	環境保全係長	宮崎建君
生活環境係長	早川英彦君	福祉総務係長	鷹野美穂君
障がい者自立支援係	堤真由美君	介護保険係長	山田郁子君
介護予防係	藤原布美君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岩下和也 書記 小澤裕一
書記 有野恵里

内容

- 1 甲斐市立双葉西保育園整備について（子育て支援課）
- 2 甲斐市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（案）について（福祉課）
- 3 臨時福祉給付金（経済対策分）について（福祉課）
- 4 甲斐市障がい者相談員について（福祉課）
- 5 甲斐市地域活動支援センター事業について（福祉課）
- 6 甲斐市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）の介護保険料等について（長寿推進課）
- 7 第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画（案）への意見・提言について（環境課）
- 8 ネジ製造工場跡地（甲斐市中下条地内）における土壌汚染の状況について（環境課）
- 9 甲斐市国民健康保険 第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画（案）について（保険課）
- 10 国民健康保険制度改正について（保険課）
- 11 その他（保険課）

開会 午後 1時30分

○書記（小澤裕一君） 改めまして、こんにちは。

ご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただき、委員長の進行により進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、委員長挨拶、五味委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） どうもこんにちは。

お疲れさまでございます。

寒い中のご参集です。ありがとうございます。

本日は10案件ございます。スムーズな進行でやらさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、進行させていただきます。

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

なお、米山委員、池神委員は欠席の連絡がありましたので、報告をさせていただきます。

○委員長（五味武彦君） これより、次第の3の内容に入りたいと思います。

（1）甲斐市立双葉西保育園整備について当局の説明を求めます。

島田子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

子育て支援課から、甲斐市立双葉西保育園の整備につきまして説明させていただきます。

この件につきましては、12月の定例議会において一般質問をいただき、市では早期対応を行うとのお答えをさせていただいております。

それでは、お手元の資料1ページをごらんください。

1、経緯であります。

本市では、公立保育園の老朽化及び耐震化を踏まえ、建てかえや民設民営化等の整備を積極的に進めております。公立保育園最後の整備となります双葉西保育園は築36年が経過しており、施設全体に劣化が見られることから、建てかえ整備を計画し事業を進めてまいります。

次に、2、甲斐市立保育園の整備状況でございます。

表をごらんください。表の上からですが、竜王中央保育園、竣工年月は平成24年5月、市単独事業になります。次に、竜王東保育園、竣工年月は平成25年3月、市単独事業になります。敷島保育園、平成26年9月、国土交通省社会資本整備総合交付金を活用しました。現在、この交付金は保育園の整備は対象外となっております。次に、竜王北保育園及び指定管理を導入している竜王西保育園であります。2園同時に着工をし、竣工年月は平成27年3月、国土交通省社会資本整備総合交付金を活用しました。竜王南保育園は、民設民営化により、現在、私立竜王南荒川保育園となっております。竣工年月は平成28年2月、厚生労働省保育所等整備費交付金を活用しております。次に、松島保育園であります。現在、民設民営による移転建てかえ事業を進めているところでありますが、来年度は厚生労働省の保育所等整備費交付金を活用し、平成31年2月に竣工となる予定でございます。

次に、3、双葉西保育園の現施設の状況であります。

所在地は、甲斐市宇津谷4542、田畑自治会区になります。竣工年月は、昭和56年3月になります。耐震診断は平成19年に実施し、基準をクリアしております。敷地面積は2,147.17平方メートル、約650坪、借地117平方メートルを含んだ面積であります。駐車場は1,573平方メートル、約476坪であります。園舎構造は、鉄筋コンクリート2階建てとなっております。園舎面積は、延べ床面積841平方メートル、1階が646平方メートル、2階が195平方メートルであります。

つきましては、今後の事業予定でございますが、現在の施設が地域に密着した重要な公共施設として、選挙投票所、一時避難所など有効に利活用されていることや、通園しております園児も近隣地域が多く、保護者の送迎等交通の利便性を総合的に考えまして、現在地周辺の土地等の調査を行い、敷地確保を行い、事業を進めてまいりたいと考えております。

事業に係る予算につきましては、平成30年度は測量設計、用地調査、物件補償調査、地質調査、用地購入、園舎等の実施設計などであります。予算の金額につきましては、特別委員会において説明をさせていただく予定であります。また、今後の事業計画につきましては、委員会において説明をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） ご苦労さまです。

説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を……

清水委員、どうぞ。

○委員（清水正二君） 築36年ということで、これ鉄筋コンクリートでなっているんですよね。施設も老朽化というふうなことがあったり、いろいろな用地というか、敷地が狭いとかいろいろな事情があるでしょうから、それはそれでもってあれなんですけれども、今後、公共施設の長寿命化とかそういうことを考えていくと、いわゆるそういう建物の構造というのをやっぱり同じものであれば長く使えるような、そういう設計というのを、設計の段階でもそういうことを、やはり設計者のほうにそういうふうな形のものというものをやる必要があるかと思うんですよね。

今後、これからそういったことでもって長寿命化していくのには、いろいろな公共施設の中でもメンテナンスとかいろいろなものが当然、財政的にもかかってくるんで、これからやるものについては、今までもそうだと思うんですけれども、特にそういうふうに進めていってもらいたいと思うんですよね。

○委員長（五味武彦君） 答弁、求めますか。

島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） お答えします。

来年度、園舎等の実施設計委託もありますので、事前に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員の質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 今、課長のほうから説明いただきました。これで要するに市立の保育園の整備というのは、この双葉西保育園が最後、これが終わればもう全部整備されるということなんですが、30年度、来年度ということです。4月から、こういう用地購入とか設計に入るといふ答弁でしたけれども、用地購入のほうは、先ほどの説明では、とにかく近隣の、今までも目的がいろいろ、使用されている目的がありまして、あの場所を変えるというわけにはいかないと思います。

その辺で今の近隣の、あの近くの用地購入をするわけなんでしょうけれども、その辺は現実的には、もう今度は設計の段階に入るといふことであれば、かなりおおむね見通しというか、ある程度のものでできていると思うんですけども、その辺の状況はどんなものでしょうかね。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 既存保育園の駐車場がお寺の参道の両側にございますが、現在、参道の南側のほうの駐車場に隣接しております住宅が不動産会社により買収され、現在、更地となっております。そちらのほうの土地の交渉に当たりながら進めてまいりたいと思うんですが、そちらの不動産会社も市のほうに協力をしてほしいというような、まだこれは本格的に当然ないんですが、というような話もありますので、今後、本格的にお話を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（五味武彦君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 多分、そういうことなんだろうと思うんだけど、いずれにしても皆さん、多分、課長や部長はご存じだと思いますけれども、言ってみれば現地のあれは、余り今使い勝手がよくないわけですよ。保育園自体の敷地、だからその辺はパブリックコメント、前も一般質問したときに、使用している保護者とかいろいろな皆さんの意見を聞きながら進めていくという返事だったから、その辺は安心しているんですけども、ぜひ、時間がありますんで、よく皆さんの意見を聞いて、それが、どうせ新しく整備するわけですから反映できるような方法をとっていただいて、間違いなく、またやってから、ああ、これじゃなんていうことがないように、くれぐれも気をつけて進めていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（五味武彦君） 特に、求めますか。

○議員（有泉庸一郎君） はい、答弁をお願いします。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 保育園でも無記名のアンケート等も行っております。また、保護者の役員会、そして総会等において広く意見を求めて進めてまいりたいと考えております。

○委員長（五味武彦君） ほか、傍聴議員ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今後、今、保育園がそれぞれ今まで整備をしてきて、運営方法がいろいろありますよね。ここに書いてあるように民設民営、それから市の単独、そのことに関してはどうな方針で取り組んでいくのか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 市内の保育園につきましては、公立と私立のバランスということで今まで進めてまいりました。来年度も民設民営の松島保育園が建設予定であるということになりますけれども、双葉地区につきましては、現在、私立保育園が3園あります。公立は双葉西保育園1園のみでございますので、そういったバランスを考えながら公立保育園、公立公営ということで進めてまいりたいと考えております。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） わかりました。公立でいくということで大丈夫ですね。

それと、あと、この財源については、保育園、そうなってくると、補助金とかそういうものの確保についてはどんなふうなものを見込んでいるのか、あるいは試算であるのか、その辺の見通しはどうなっていますか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 現在、公立保育園の建設、そして運営に関する国からの補助金はございませんが、国では子ども・子育て支援の対策に力を注ぐということでありますので、今後、保育園の整備に有利な補助金とかがあれば積極的に活用していきたいと考えています。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか、傍聴議員ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑、終了いたします。

以上で（1）甲斐市立双葉西保育園整備についてを終了いたします。

次に、子育て支援課関係のその他を行います。

子育て支援課から報告ございますか。

島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 2月の定例会におきまして、補正予算と条例を提案させていただきます。

まず、補正予算の概要につきましては、平成29年度の事業実績に基づく子供医療費及び児童手当の減額補正、また保育所費の増額補正をお願いするものでございます。

次に、条例につきましては、甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 報告終わりました。

条例改正及び補正予算については定例会の案件になりますので、質疑は省略させていただきます。

次に、子育て支援課関係で委員より特に聞きたいところがあればお願いいたします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、以上で子育て支援課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

以上です。

お疲れさまです。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○委員長（五味武彦君） 会議、再開いたします。

次に、（2）甲斐市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（案）について当局の説明を求めます。

齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） よろしくお願いたします。

本日、福祉課から4つの内容につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、甲斐市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（案）についてですが、パブリックコメントの受け付けを持参、郵便、ファクス、メールにて先週9日の金曜まで行っていた関係上、その結果につきましては、本日、別途A4版1枚物の資料、甲斐市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（案）に対する意見・提言についてのタイトルで配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

初めに、市議会議員の皆様からの意見・提言につきましては、1月15日に開催されました厚生環境常任委員会におきまして当該計画案をご説明させていただき、1月26日までの期限で意見・提言の受け付けを行いました。意見書の提出はございませんでした。

次に、市民からのパブリックコメントですが、お二人の方からいただいております。

まず、お一人目の方ですが、ナンバー1の意見・提言の内容となります。内容といたしましては、実現したらとても素晴らしい福祉計画だと思います。しかし、現在、夜間のサービスの利用ができなく、とても困っています。日中のサービスはどこの事業所も16時から18時くらいの時間までしか対応してもらえません。19時や20時くらいまで対応していただくか、もしくは他県に存在するナイトケアというサービスを甲斐市でも開始してほしい。また、夜の少しの時間のために宿泊となる短期入所のサービスを利用するのはもったいないと思うこともありますので、時間外や夜間緊急時にすぐに預かりのサービスが利用できる環境を整えてほしいというものでした。

この意見、提言に対する市の考えですが、夜間のサービスの充実を図るとともに、緊急時などにより家族で対応できない場合などの体制整備を含め障がい者児が地域で安心して暮らしていけるよう、本計画13ページでは地域生活支援拠点等の整備を平成32年度末までに1カ所整備することを成果目標としております。そして、その目標達成のため、地域生活支援拠点等の整備の協議の場となる甲斐市地域自立支援協議会と協議、検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、お二人目の方ですが、ナンバー2からナンバー7までの意見、提言の内容となります。

まず、ナンバー2ですが、2016年から精神障害者保健福祉手帳が新しい判断基準となり、3級者がふえた。3級におろされた障害者の生活を守るため、3級者にも年金を出すことを要望するという内容のもので、この意見、提言に対する市の考え方ですが、障害基礎年金は日本年金機構が定める支給要件に基づき支給の可否が判定されるもので、精神障害者保健福

祉手帳の等級が反映されるものではありません。

次に、ナンバー3ですが、計画の策定において意見交換会や当事者への聞き取りは実行するよう願う。形式（パブリックコメントを行った）ではなく、それが計画の中にどのように生かされたのか漏れなく障害者へ知らせてほしいという内容のもので、これに対する市の考え方ですが、本計画の作成に当たり、平成29年8月、9月に市内に存在する4つの障害者団体と意見交換会を開催し、計画に反映できるご意見は見込み量確保のための方策へ明記いたしております。

次に、ナンバー4ですが、重度障害者の医療の充実のため、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証をカード化し、窓口無料化へ戻すことを強く要望するという内容のもので、この意見に対する市の考え方ですが、重度心身障害者医療費助成制度は山梨県が事業主体のため、窓口無料化について県へ毎年、市では要望を行っております。受給資格者証につきましては、医療機関等で必要とする情報量も多く、現在のサイズとなっておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、ナンバー5ですが、地域社会でともに生き、支え合うまちづくりについて、精神障害者への偏見や差別は今なお根強い。社会的理解を推進するに当たり、具体的にどのような施策をするのか教えてほしいという内容のもので、この意見、提言に対する考え方ですが、本計画28ページの地域生活支援事業における理解促進研修、啓発事業で障害のある方への理解の促進や差別の解消などの啓発活動を行うこととしております。

次に、ナンバー6ですが、市に存在する精神障害者の一人一人を把握し、どのように支援していくのか明確なプログラムを作成することを要望するという内容のもので、これに対しましては、市内在住の精神障害者は精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療（精神通院）受給資格者証の所持者について把握をしており、本計画29ページの甲斐市基幹相談支援センターを活用した相談支援または25ページのサービスに係る計画相談支援などを引き続き実施していきます。

次に、ナンバー7ですが、居住系サービスとして精神障害者のグループホームを建設し、長期入院者を社会の中で生活できるようにすることを実現してほしいという内容のもので、これに対しましては、施設整備に関しましては本計画24ページの見込み量確保のための方策へ県及び圏域内の市町と協議しながら推進、調整していく旨を明記しております。

以上が甲斐市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（案）に対する意見・提言に係る内容及びそれに対する市の考え方となりますが、結果、当該計画案の修正または変

更等はございませんでした。

なお、今後の予定ですが、今月20日に当該計画策定ワーキング会議、また3月15日に保健福祉推進協議会をそれぞれ開催し、パブリックコメント等の結果を報告いたします。そして、最終案を確定した後、印刷製本に入り、納品後、議員の皆様を初め、関係者へ計画書を配付する予定となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等ございますか。

清水委員、どうぞ。

○委員（清水正二君） このパブリックコメントの1番のところなんですけれども、もう我々も実際にそういう立場でないとはよくわからない部分があったんですけども、ナイトケアというふうな形の中でこれをしてくれという要望ですよね。時間帯を延ばしてくれとかという要望なんですけれども、市の考え方として、地域生活支援拠点等の整備を平成32年度末までに1カ所整備することとあるんですけれども、質問のほう、提言のほう、意見のほうは具体的に19時から29時までとかいうふうな形が出ているんですけども、こっちの市の考え方としては、そういう形で1カ所に整備することというふうな形の中であるんですけども、その時間帯というのは、そういうふうなことも含めての回答というか、そういうふうな形になっているんですか。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 市の考え方の中でもちょっとご説明させていただいておりますが、その目標達成のために地域生活支援拠点等の整備の協議の場となる甲斐市地域自立支援協議会と協議、検討ということでお話をさせていただいておりますが、この協議会の中には市内の全事業所が加入しております事業所部会というのがございます。その中でナイトケアを含めて時間延長、もしくは拠点となる整備等が実際にできるのかどうかということを確認、検討して32年の整備までに実施できるように取り組んでいきたいという内容のものになっております。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） ということは、結局はそのものができるかどうかということを確認するというあれですよね、今の答弁だと。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 目標としておりますのは1カ所整備するということになっておりますので、その1カ所がナイトケアを実施するのか、時間延長をするのかというところを含めて取り組みたいということで、1カ所は32年度までに整備をしようという目標となっております。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） それができるかどうかと、こっちのほうはそういうふうにしてほしいという意見なんだけれども、回答としてはそういうことができるかどうかということのあれですよね。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 事業実施者が市ではございませんので、どうしても事業所が主体となった形になりますので、先ほどご説明させていただきました自立支援協議会の中の事業所部会の中で、この事業を拡大して整備が図れるような形をとっていけるように話を持っていくというのが目標となっているところです。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） もうちょっと勉強して、また次のときに聞きたいと思います。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑に入ります。

傍聴議員ございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 先ほどはパブリックコメントが2人ということだったんです。これは多分、意見とか提言の内容というのは担当のほうできっとまとめられて、こういうところに延々に載せられ、一語一句提言されたそのままじゃないと思うんですが、この辺はどうなんですか。パブリックコメントをしてくれた2人と担当の人が相対してこの辺はまとめたんですか。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 正確なところといたしましては、ナンバー1の方につきましては、多少、ちょっと言い回しが違うところがありましたので、その程度を直しております。2番から7番につきましては、一語一句そのままを載せているという内容となっております。

○委員長（五味武彦君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） それで、この寄せられた2人に対しては、この市の考え方というのはその後、向こうへは返答しているわけですか、こういうようなことを。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） パブリックコメントの趣旨といたしましては、ご意見をいただいた方に個別に回答するということはちょっとございませんので、広報もしくは市のホームページ等で件数、内容等をお知らせするような形になるかと思います。

○委員長（五味武彦君） いかがですか。

ほか、傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑、終了いたします。

以上で（2）甲斐市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（案）についてを終了いたします。

次に、（3）臨時福祉給付金（経済対策分）について、当局の説明を求めます。

齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 続きまして、臨時福祉給付金（経済対策分）についてご説明いたします。

資料2ページをごらんください。

当該給付金につきましては、基準日が平成28年1月1日で、平成28年度市民税非課税者を支給対象とし、平成29年4月20日から10月20日までの6カ月間、申請受付を行いました。また、支給要件を満たす方には全額国庫補助とし、1人1万5,000円を給付しております。今回、確定値ではありませんが、年度末も近づいてまいりましたので、直近の支給日となりました今月2日時点での申請状況及び支給実績についてご報告させていただきます。

まず、予算措置対象者及び予算額ですが、9月補正時にもご説明させていただきました1万2,150人分で1億8,225万円を措置しております。また、修正申告や更正の請求などにより支給要件を満たしていた方が支給対象外となる場合や、逆に新たに給付要件を満たすようになる場合など、現在も出入りは続いておりますが、今月2日時点での実質対象者数及び対象金額は1万1,981人で1億7,971万5,000円となっております。このうち1万702人へ総額1億6,053万円を支給しており、現在の支給率は89%となっております。

次に、未申請世帯への申請啓発通知発送ですが、10月20日の申請受付締め切りまでの間、

6月26日の1回目を初め、計4回実施し、啓発を図ってまいりました。

以上が臨時福祉給付金（経済対策分）に係る内容となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

委員の説明に対する質疑を行います。

委員の方、質疑ございますか。

山本委員。

○委員（山本英俊君） 89%というのは他市町村と比較して、どのくらい違うのか。そして、とりあえずそれが1回。

○委員長（五味武彦君） じゃ、比較をお願いします。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 他市の状況をご報告させていただきます。まず、甲府市ですが、支給率は92.1%、また富士吉田市が96.8%、都留市が82.4%、山梨市が91.7%、大月市が89.7%、韮崎市が92.4%、南アルプス市が86%、北杜市が90.2%、笛吹市が79.2%、上野原市が91.4%、甲州市が93.6%、中央市が85.1%というような内容になっておりまして、率だけを見ますと、中ほどに甲斐市はなるのかなというふうに思っております。

○委員長（五味武彦君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） 今のあれでいくと、今、課長が言うように中ほどだけれども、その辺は92とか吉田の96、人口比もあるけれども、人口比は甲府のほうが大きいわけで、92人ということは、その辺のまた配り方というか配布の仕方というか、この辺はどういう違いがあって、小さいところだったら吉田の96は考えられるんだけど、甲府が主に甲斐市の人口も人口比でいっても3倍くらいあるわけだから、その中でいって92、何とか配布しているとかそういう形をとっているものの、何がということまではあれですけども、確認したとか聞いたとか、そういうあれはとったのかどうか、お願いします。

○委員長（五味武彦君） 特に甲斐市の動きだね。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 今回、ご報告させていただくに当たりまして、他市の現状を今、お知らせしたとおりなんですけれども、今回、（2）の甲斐市の場合、未申請世帯への申請啓発通知発送ということで、甲斐市の場合は申請受付の間、6カ月の間に4回啓発を行っているんですが、他市は1回しかしていない、発送したままというような状況なんです。

そういった中で、甲斐市より人口規模も大きく支給率もいいというところが、例えば甲府

市さんのようにありますので、私どもも今回の結果を捉えまして、何がいけなかったのかというところは今後、ちょっと検証しなければならないかと思いますが、普及啓発に関しては甲斐市は他市よりも、4回やっているところは県内の市の中ではございません。ですので、回数が多ければいいのかというところもあるかもしれませんが、担当としますと、そういったところで努力をしているということでお酌み取りいただきたいと思っております。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか、委員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑に入りたいと思っております。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） ないようですので、以上で（3）臨時福祉給付金（経済対策分）についてを終了いたします。

次に、（4）に入ります。甲斐市障がい者相談員について当局の説明を求めます。

齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 続きまして、甲斐市障がい者相談員についてご説明いたします。

資料3ページをごらんください。

初めに、1の経緯であります。身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、甲斐市障害者相談員設置要綱を定め、身体障害者相談員として、竜王、敷島、双葉地区に各1人と聴覚障害者担当の1人の4人、また知的障害者相談員として各地区1人の3人、計7人をそれぞれ設置しております。

相談員の業務であります。障害者の更生援護の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力、加えて障害に関する援護思想の普及等、福祉の推進に資することとされております。

また、任期は2年で市長が委嘱し、今期は平成28年4月1日から本年3月31日までとなっております。設置の案内は市ホームページを初め、毎年、福祉課で発行しております障がいのある方のためのガイドブックにおいて周知を図っております。

なお、報酬は1人年額2万1,000円をお支払いしております。

次に、2の現状と相談件数ですが、平成25年度に開設した甲斐市障がい者基幹相談支援センターが障害種別を問わず地域の中核となる総合的かつ専門的な相談体制の充実が図れる

ようになり、障害者相談員の役割は減少している状況にあります。また、相談があった場合も内容が専門的なもののため、甲斐市障がい者基幹相談支援センターを紹介またはつなぐ対応となっております。

なお、直近3カ年の相談受け付け件数ですが、相談員7人で毎年10件に満たない状況になっております。

このことから、3の今後の方針としましては、開設から5年が経過する甲斐市障がい者基幹相談支援センターの相談体制が確立されてきていることから、今期の委嘱任期が満了となる本年3月31日をもって障害者相談員の設置を廃止することといたします。

また、昨年8月、9月において、障害者相談員全員との面談を行うとともに、市内にある4つの障害者団体との意見交換会を実施し、障害者相談員の現状及び課題、今後の方針に係る意見等を聴取し、廃止について合意形成が図られておりますことを申し添えさせていただきます。

なお、資料に明記しておりませんが、県内13市の相談員の設置状況につきましてご報告いたします。

初めに、相談員を設置している市ですが、甲斐市以外に甲府市、笛吹市、甲州市、富士吉田市、都留市の6市となります。このうち笛吹市、富士吉田市、都留市の3市は、甲斐市と同様に設置の見直しを現在検討しております。また、廃止をしたまたは現在、休止の市ということで、南アルプス市、北杜市、韮崎市、中央市、山梨市の5市となります。そして、設置していない市は、大月市、上野原市の2市となります。

以上が甲斐市障害者相談員に係る内容となります。よろしくお願いいたします。

〔「もう一回、設置しているところとしていないところ、もう一回ちょっと」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（齊藤一己君） わかりました。設置をしている県内の市ですが、甲斐市以外に甲府市、笛吹市、甲府市、富士吉田市、都留市の6市となります。このうち見直しを考えておりますのが笛吹市、富士吉田市、都留市の3市となります。また、廃止をした、または現在、休止という扱いにしている市ですが、南アルプス市、北杜市、韮崎市、中央市、山梨市の5市となります。そして、設置していない市は大月市、上野原市の2市となります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） これより、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等ありましたらお願いいたします。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今、設置をするのは31日をもって廃止すると、委嘱の任期が満了だということで相談員の設置を廃止するということになっておりますが、廃止をしたところの市で、何かその後、障害者から苦情とか問題が発生していないかどうかちょっと心配なんです、その辺はいかがでしょうかね。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 先ほどご説明させていただきました中で、既に廃止をした南アルプス市とか北杜市にも、今回、お電話でお聞きしたところ、障害者相談員を廃止した後に障害者等からのトラブルというものは特になかったと。当然、廃止するには何らかのサポートが必要になると思いますが、甲斐市同様に障害者の相談支援センターとか相談の窓口をそれぞれの市が設置しておりますので、そういったところでカバーしているというふうに解釈しております。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平成28年度までは7件だけれども、直近の29年度はどのくらい相談件数がありますか。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 先ほど申しました、ことしの8月、9月に全相談員の7名の方とちょっとお話を個別にさせていただいた中で、ほとんど1件、2件あるかないかというような状況、お一人の方が、ほとんど相談がないという状況が29年度の現状になっております。ただ、聴覚障害のところにつきましては、相談というかお問い合わせみたいなことで相談員が受けたということは聞いております。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑、終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑に入りたいと思います。

傍聴議員ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑、終了いたします。

以上で（4）甲斐市障がい者相談員についてを終了いたします。

次に、福祉課の最後の案件になります。（5）甲斐市地域活動支援センター事業について

ということで当局の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 福祉課からは最後になりますが、よろしく願いいたします。

甲斐市地域活動支援センター事業についてご説明いたします。

資料4ページのほうをお願いいたします。

初めに、事業内容・設置基準につきましてご説明いたします。

本事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一環として市町村の必須事業に位置づけられており、甲斐市地域活動支援センター事業実施要綱により、地域生活支援の促進を図ることを目的に、障害者などの創作的活動または生産活動の機会の提供等を行っております。

また、利用対象者は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を有する者としており、当該事業を実施する市内事業所と市外事業所に対し、甲斐市地域活動支援センター事業補助金交付要綱により、それぞれの算定根拠に基づき地域活動支援センター事業補助金を予算の範囲内で交付いたしております。

なお、現在、甲斐市内に本事業を実施する事業所がないため、市外事業所の利用に対し補助金を交付している状況にあります。

次に、地域活動支援センター事業の概要ですが、一覧表に明記いたしましたとおり、事業種別は4種ございます。

1つ目といたしましては、基礎的事業で、地域包括支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動または生産活動の機会の提供など地域の実情に応じた支援を行う内容となっております。また、職員配置としましては2名以上とし、うち1名は専任の配置が求められており、利用定員の規定はありません。

2つ目といたしましては、地域活動支援センター事業Ⅰ型で、今ご説明いたしました基礎的事業に加え、精神保健福祉士などの専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施する内容となっております。また、職員配置は基礎的事業による職員のほか1名以上を配置し、うち2名以上が常勤とされており、利用定員は1日当たり実利用人数がおおむね20名以上とされております。

3つ目といたしましては、地域活動支援センター事業Ⅱ型で、基礎的事業に加え、地域において雇用、就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練や社会適応訓練、入浴などのサービ

スを実施する内容となっております。また、職員配置は基礎的事業による職員のほか1名以上配置し、うち1名以上が常勤とされており、利用定員は1日当たり実利用人数がおおむね15名以上とされております。

4つ目としましては、地域活動支援センター事業Ⅲ型で、基礎的事業に加え、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体などが実施する通所による援護事業の実績をおおむね5年以上有し、安定的な運営が図られていることとされています。また、職員配置は基礎的事業による職員のうち1名以上が常勤とされており、利用定員は1日当たり実利用人数がおおむね10名以上とされております。

次に、2の補助金交付実績であります。先ほど申しましたとおり、市内に実施事業所がないことから全て市外事業所への交付となっております。事業所数及び利用人数につきましては年々増加傾向にあり、平成28年度ではI型を実施している3事業所と基礎的事業のみを実施している1事業所、計4事業所を20名の市民が延べ1,208回利用しており、総額262万1,000円の補助金を交付しております。

このような中、3の事業認可予定事業所として、昨年12月、本事業の認可者である県から、平成30年4月開設を予定とした甲斐市初の事業所が認可される見込みとの情報提供がありました。その事業所はNPO法人甲斐志麻の里ファームで、所在地は甲斐市島上条1277-1、実施事業種別は地域活動支援センター事業I型を予定しているとのことです。

5ページをごらんください。

4の甲斐市地域活動支援センター事業実施要綱に係る問題点と今後の方針であります。今ご説明いたしましたとおり、本年4月に本市初の地域活動支援センター事業I型を実施する事業所が開設される見込みであります。このような中、年々増加する障害者が地域で自立して生活していけるよう支援する施設として、本市においても地域包括支援センターの開設は大変重要な役割を果たすものと考え、市内在住の利用者の拡充を図るとともに、事業実施者に対し適正な補助金の交付が行えるよう現要綱に係る問題点を改正し、本年4月1日から施行したいと考えております。

具体的な問題点であります。2点確認されております。

まず、1点目ですが、利用対象者の取り扱いとして、現要綱では全国的に問題視されているひきこもり者の利用ができない内容となっております。このため、今後の方針といたしましては、ひきこもりの解消が図られるようひきこもり者を利用対象者に加えることといたします。

2点目ですが、補助金交付の算定に係る利用人数の取り扱いが挙げられています。現要綱では、市内事業所の算定について補助対象人数の定めがないため、利用者がわずかであっても人件費や事務費、その他の運営費などの対象経費が基礎的事業及びⅠ型で定める補助基準額をそれぞれ上回れば、補助基準額の上限となる年額1,200万円が毎年支払われる内容となっております。

このことから、今後の方針といたしましては、本市が発行する受給者証の交付を受けている者の利用者数に基づき補助金を交付することといたします。

ただし、本事業実施者は法で定める職員配置基準に基づく職員数を雇用するとともに、事業運営資金も確保しなければなりません。本事業は一般的な福祉サービスと異なり、報酬による収益は全く見込めない補助金のため、市内事業所につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、本市において重要な役割を果たすものと考え、基礎的事業に係る補助は利用人数にかかわらず交付するものとし、改正案を作成いたしました。

改正案では、まず基礎的事業においては、改正前と同様に補助基準額と対象経費を比較し、少ないほうの額といたします。そして、Ⅰ型を実施する場合であれば、年額600万円を上限とし、単価1,116円に本市受給者証の交付を受けている者の当該年度延べ利用者数を乗じた額とⅠ型事業に係る人件費や事務費などの対象経費と比較し、少ないほうの額を基礎的事業で少ないほうの額となった補助額に加えた額を補助額とすることとし、同様にⅡ型、Ⅲ型を実施する場合についても、所定の単価に延べ利用者数を乗じた額を用いて算定することといたします。

なお、改正案の表欄外に参考として明記いたしましたが、補助基準額の算出に用いるⅠ型の1,116円、Ⅱ型の744円、Ⅲ型の558円につきましては、5ページの中ほどの表欄外の米印で明記いたしました市外事業所の補助金の算定と同様に、各種の年額を原則の日数に定員数を乗じた延べ利用日数で除した単価となります。

以上が地域活動支援センター事業に係る内容となります。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等ございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） この支援センターの中の、5ページのほうの先ほどの説明の中の事業所利用対象者の取り扱いというところで、ひきこもりの解消が図られるように利用対象を加

えるというあれなんですけれども、ひきこもりの実態を把握するというのは非常に難しいと思うんですけれども、そこら辺のそういった数字というのを把握するにはどういった形でもってされるんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） ご指摘のとおり、甲斐市内においては、ひきこもり者の掘り起こしということは今までに実施はいたしておりません。何年か前に民生委員さんを通じて、県のほうの調査で、民生委員さんが担当される中でひきこもり者と思われる方の人数というのを拾い上げた経緯がございます。

現在、先ほどお話が出ました甲斐市障がい者基幹相談支援センターにおきまして、相談を受け付けする中で、ひきこもり者からの相談件数というのがここ数年、どんどん右肩上がり伸びてきております。ですので、市自体での掘り起こしというのはちょっと現実的に今のところはできないとは思いますが、相談支援センターを通じて、ひきこもりを解消するために市内に新しくできるセンターを利用できるようにつないでいくということは可能かと思っておりますので、そのようなことを考えております。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） ということは、例えばそういったところに入所するのにひきこもりの人も入れるということですか。となると、要するに障害者とひきこもり者という中のものというのを認定していくのには、どういうふうな形でもってそれをやっていくんですか。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） まず、ひきこもり者以外の一般的な身体、それから精神、知的等の方につきましては、まず手帳を所持している、もしくは医師の診断書によりまして申請を行っていただければ、市のほうで地域活動支援センターを利用するに値する受給者証を発行いたしますので、その受給者証をもって利用していただくというふうになります。

また、ひきこもりにつきましては、特別な定義というのは設けておりませんが、現在、山梨県ひきこもり地域支援センターというものがございまして、そちらのほうでのひきこもりの位置づけといたしましては、さまざまな理由から学校、アルバイト、仕事や自宅外での活動などの他人との交流を避け、原則的には6カ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態の者というふうになっております。ですので、それを甲斐市のほうも基本のラインとして引用させていただき、民生委員もしくは障がい者基幹相談支援センターの相談員からの情報提供により、申請もしくはこの施設を利用できるように結びつけていきたいというふう

考えております。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） あと、補助額のほうなんですけれども、これはいわゆる受給者証を持っている人を対象ということなんですけれども、ひきこもりに対してはこういった形の補助額というのは設けてはいないということですか。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） この補助金のほうにつきましては、事業を実施していただく事業所のほうにお支払いする補助金になります。ですので、受給者証を交付されたひきこもりの方たちにつきましては、ご利用していただくに当たっては料金のほうは発生いたしませんし、補助金のほうも特別、市のほうから出るといことはございません。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） すみません、参考にお聞かせ願いたいんですが、平成28年度の市外4事業所、I型が3、基礎型が1ということでありますが、個別のお名前が差し支えあるのであれば地区だけでも教えてもらえればありがたいです。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 28年度におきましては、甲府市のすみよし生活支援センター、また、同じく甲府市の山角会がやっております支援センターみさき、それから南アルプス市のきがる館、そして、今の3つがI型を実施いたしております、基礎的の部分につきましては、韮崎市のスマイル桑の実という事業所が実施いたしております。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか、ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で（5）甲斐市地域活動支援センター事業についてを終了いたします。

次に、福祉課関係のその他を行います。

福祉課から報告ありますか。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 福祉課からその他になりますが、2月定例議会におきまして、次の事業に係る補正を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

予定しております事業は、自立支援給付事業、自立支援医療事業、地域生活支援事業（自立支援）、同じく地域生活支援事業（生活支援）、それから特別障害者手当等給付費、障害者手当事業、これは市単独で行っているものですが、この6事業を補正させていただく予定でおります。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 補正予算については定例会の案件になります。質疑は省略させていただきます。

次に、福祉課関係で委員より特に聞きたいところがあればお願いいたします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、以上で福祉課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

お疲れさまでした。

じゃ、約10分の休憩をとりまして、8分ぐらいしかありませんが、40分スタートで休憩をとります。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時39分

○委員長（五味武彦君） それでは、会議を再開いたします。定刻です。

（6）甲斐市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）の介護保険料等について、当局の説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、長寿推進課から、甲斐市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）の介護保険料等につきましてご説明をさせていただきます。

資料の6ページをお願いいたします。

初めに、1、介護保険料についてご説明申し上げます。

65歳以上の人は第1号被保険者、また40歳から64歳の方は第2号被保険者でありますけれども、そのうち第1号被保険者、65歳以上の介護保険料につきましては、介護保険法に基づきまして市町村が条例で規定をいたします。まず、介護保険事業計画の計画期間の3年間分の標準給付費見込み額と地域支援事業費をもとにしまして、65歳以上の負担割合、調整交付金見込み額、そして基金取崩額によりまして保険料の収納必要額を推計いたします。さらに、予定収納率、所得段階別被保険者見込み数から保険料の額を算出いたします。

次に、平成27年度から平成29年度、今年度までの第6期の保険料率についてご説明を申し上げます。

資料中ほどの表をごらんください。

本市は、国が定める標準的な9段階の保険料率を設定しております。第5段階が標準額でありまして、月額5,100円、年額にしますと6万1,200円となっております。基準より所得の低い人は第1段階から第4段階、基準より所得の高い人は第6段階から第9段階に区分されます。最も保険料が少ない人は第1段階でございまして、基準額の0.45倍で月額2,295円、年額にしますと2万7,540円であり、最も保険料の高い人は、本人が住民税課税者で合計所得が290万円以上の人となります。保険料は基準額の1.7倍で月額8,670円、年額にしますと10万4,040円となっております。

次に、平成30年度から平成32年度までの次期7期計画の保険料の改正内容についてご説明を申し上げます。

まず、所得段階を区分する金額の改正がございまして、

上の表をごらんください。

現在の第6期計画では、第7段階の所得は120万円以上190万円未満となっておりますが、次期計画におきましては、この190万円が200万円に改正されます。また、第8段階、第9段階につきましても、190万円が200万円に、290万円が300万円に改正されます。

次に、所得段階についてでございますが、国は標準的な所得段階を第6期計画、また次期計画におきましても9段階としております。しかしながら、被保険者の負担能力に応じた負担を求めるという観点から、市町村の状況に合わせまして段階を細分化し、10段階以上とすることが可能となっております。現行の第6期計画の県内の状況を見ますと、県内13市中6市が10段階以上としているところであります。

このことから、本市におきましても負担能力に応じた負担を求めるとつきまして検

討いたしました結果、次期7期計画におきましては、9段階を細分化し、10段階、11段階を増設いたします。後ほど7ページの表でご説明を申し上げます。

次に、上の表の第2段階と第3段階の保険料率の欄をごらんください。

国の標準的な所得段階では、第2段階と第3段階は同じ保険料率、基準額の0.75倍としておりまして、国は、次期計画におきましても第2段階と第3段階を同じ保険料率としております。本市の次期計画におきましては、第2段階と第3段階の差別化を図るということについても検討しました結果、第2段階の保険料率を0.05引き下げ、基準額の0.70倍とします。このことにつきましても、後ほど7ページの表でご説明を申し上げます。

次に、低所得者保険料の軽減であります。

上の表の第1段階の保険料率の欄をごらんください。

保険料率は基準額の0.45倍であります。これは平成26年4月に実施されました消費税の増税に伴う低所得者軽減策としまして、平成27年4月から公費を投入し、第1段階についての基準額の0.5倍であったものを0.45倍とし現在に至っておりますが、平成30年4月以降も引き続き実施をいたします。

それでは、7ページの(1)第7期介護保険事業計画(案)における保険料の所得段階をごらんください。

左の表が国の基準でございます。また、真ん中の矢印の右側の表が、市独自の率及び段階を条例で定める場合の表となります。第7期の保険料の基準額は、表の第5段階、月額5,200円で、前計画と比較しますと100円の増額となります。

次に、先ほどご説明申し上げましたとおり、国の法改正によりまして第7段階、第8段階、第9段階の所得区分の金額が改正されます。第6期において190万円であったものを第7期では200万円に、また第6期におきまして290万円であったものを第7期では300万円に改正されますが、右の表、市独自の率及び段階を条例で定める場合の表についても、同様に、190万円を200万円に、290万円を300万円に改めます。また、第1段階の保険料率について、低所得者の負担軽減策として平成30年4月以降も保険料率を基準額の0.45倍としておりますが、右の表、市独自の率及び段階を条例で定める場合の表についても同様に、第1段階の保険料率を基準額の0.45倍としております。

次に説明いたします所得段階の改定につきましては、国の基準と異なる市独自に条例で規定をするものとなります。

右の表をごらんください。

第9段階のところでございますが、この第9段階を細分化しまして、第10段階と第11段階を増設いたします。これによりまして、第9段階の所得区分は300万円以上400万円未満となり、増設する第10段階は400万円以上500万円未満、基準額の1.75倍、月額9,100円、年額にしますと10万9,200円となり、第11段階は500万円以上、基準額の1.85倍、月額9,620円、年額11万5,440円となります。

また、第2段階の保険料率を基準額の0.75倍から0.70倍に改定し、月額3,640円、年額4万3,680円とします。

次に、(2) 保険料率の推移の表をごらんください。

平成21年度から平成23年度の第4期は月額4,100円、年額では4万9,200円でしたが、第5期は月額4,900円、年額5万8,800円、第6期は月額5,100円、年額6万1,200円となっております。平成30年度から平成32年度の第7期の案では、月額は100円増の5,200円、年額にしますと6万2,400円となります。

次に、(3) の県内他市の状況でございますが、これは平成30年1月末現在で調査をした結果でございますので、今後、変更になります場合もありますのでご了承願いたいと思います。

13市の中で最も高いのは笛吹市で月額6,600円、最も低いのは北杜市で月額4,300円となっております。甲斐市の5,200円は、北杜市、韮崎市に次いで3番目に低い状況であります。

次に、8ページ、9ページでございますが、申しわけございません。ここで資料の訂正をさせていただきたいと思っております。資料の8ページと9ページにつきましては、第1号被保険者の介護保険料の算定について説明をしているページでございますが、別冊で訂正と右上にある資料で説明をさせていただきます。

この資料につきましては、1月に開催されました厚生環境常任委員会で、暫定的な数値としてご説明をいたしました介護報酬等の改定が反映されていない数値を錯誤によりまして本日の資料で使用してしまいました。そのため、本日、お手元にお配りしましたA4、1枚の訂正資料が第7期保険料の月額5,200円を算出した確定値となります。訂正し、おわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは、訂正する箇所についてご説明を申し上げます。

8ページの中ほどに、保険料、収納必要額の算定、上から3行目、網かけのところがございますが、150億7,742万1,131円が正しい数値となります。それから、その下の表の太枠の標準給付費見込み額につきましては、142億7,278万2,562円、その下の太枠、調整交付金相

当額、標準給付費の額の5%、7億4,098万3,721円、その右側の太枠、調整交付金見込み額3億5,052万6,000円、またその下の太枠、準備基金取崩額3億150万円、その右側の太枠、保険料収納必要額35億4,066万4,581円。

9ページをお願いいたします。

表の中ほど、所得段階別加入割合補正後被保険者数の太枠、平成30年度が1万8,000……

申しわけございません。その前に一番上の3、第1号被保険者の保険料の上から3行目の網かけとなっている部分、5万7,902人が正しい数値となります。

また、先ほど途中で申し上げました表中ほどの平成30年度につきましては1万8,991人、平成31年度は1万9,307人、平成32年度は1万9,603人、合計が5万7,902人が正しい数値となります。

また、その下の表の太枠、保険料収納必要額の3億……

[発言する者あり]

○長寿推進課長（飯沼秀司君） すみません、申しわけございません。

それから、先ほど申し上げました平成30年度、31年度、32年度の枠の下の行です。そちらが35億4,066万4,581円、網かけとなっておりますが、こちらでも訂正をお願いいたします。

それから、先ほど申し上げました表の太枠、保険料収納必要額の35億4,066万4,581円、その右側の予定保険料収納率の右側の太枠、所得段階別加入割合補正後被保険者数5万7,902人、こちらが訂正の数値となりますのでよろしくをお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

なお、10ページは訂正はございません。また、8ページから10ページにつきましては、1月の厚生環境常任委員会におきまして概要をご説明申し上げておりますので、本日は説明は省略をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

次に、本計画のパブリックコメントの結果につきまして、また資料とは別にお手元にお配りしましたA4の資料でご説明を申し上げます。

甲斐市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画のパブリックコメントでございますが、まず議員の皆様からの意見・提言は、意見書による提出はございませんでした。パブリックコメントにつきましては、お一人から2件の意見が寄せられております。ご説明申し上げます。

1つ目は、地域包括支援センターに対するご意見でございます。計画案の47ページの地域包括支援センターの機能と体制の充実の施策の方向で業務量に応じた人員体制を講じると

ともに、効率的かつ効果的な運営を実施していくため、現在の行政直営方式から委託方式への移行も検討していますとあります。また、30ページの甲斐市の目指す地域包括ケアシステムには、中山間地域と平坦な市街化地域など地域によって地理的条件や生活環境がさまざまとあり、地域の実情に応じてさまざまな関係主体が連携、情報共有しながら必要とされる支援、サービスが包括的かつ効果的に提供されるネットワークのさらなる構築とあります。

地域包括支援センターは現在、1カ所で行政直営方式でございますが、地域ごとに3カ所から4カ所の委託方式にすることが望ましいと思います。行政は委託した地域包括支援センターの指導を行い、チェック機能を果たし、各地域包括支援センターの機能レベルを同等にする役割を担うべきだと思います。さらに、地域包括支援センターが市民に広く知れ渡り、高齢者だけでなく障害者やひきこもりの人等の相談にも応じてくれ、何かあればすぐに相談できる場所となることを期待しています。介護予防のために甲斐市の支援、市民バス、温泉等を活用することによりまして、誰でも参加できるような集いの場、居場所を地域包括支援センターで検討してもらいたいと思います。

また、48ページの成年後見制度の啓発、活用の促進とありますが、法人後見や市民後見人の養成を推進してほしいと思います、というご意見をいただきました。

それに対する本市の考え方でございますが、右側の表をごらんください。

本市の地域包括支援センターは、行政直営方式で長寿推進課内に1カ所設置していますが、高齢化に伴い、業務量の増加とともに相談内容の複雑化、多様化が想定されることから、今後は委託方式への移行も含めて検討していくことを施策の方向としております。

なお、現状におきましては、地域の出先相談窓口及び休日、夜間の相談につきましては、市内4カ所の在宅介護支援センターに委託するとともに、敷島支所、双葉支所の福祉健康係では、高齢者だけではなく、障害児者やひきこもり等の相談を受け付け関係部署につなげるなどによりまして対応しております。今後、地域包括支援センターのあり方につきましては、引き続き検討していきます。こちらは計画の47ページに掲載をしております。

また、集いの場、居場所等につきましては、市の温泉施設や各地区の公民館等を活用し、各種の運動教室、介護予防教室の充実を図る中で推進をしております。こちらは計画の38ページに掲載をしております。

法人後見や市民後見人の育成については、関係機関と連携により成年後見制度が利用しやすい環境を整備する中で推進をしております。計画の48ページに掲載をしております。

次に、2つ目のご意見でございます。地域包括ケアシステムをさらに充実していくために

は、地域包括支援センターの機能充実が重要とあるように、行政が行うべき地域包括支援センターの機能充実と甲斐市社会福祉協議会等が行うべき地域福祉推進が市民の皆様にとって相乗効果となるよう、それぞれのポジションを明確にする必要があると思いますというご意見をいただきました。

これに対する市の考え方でございますが、甲斐市社会福祉協議会では、第2次甲斐市地域福祉活動計画におきまして、人と人がつながり安心して暮らせる福祉のまちづくりを基本理念として、地域福祉の推進を図っております。地域包括支援センターにおきましては、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と連携、情報共有を図る中で、お互いの役割を明確にしながら地域包括ケアシステムのさらなる充実に努めてまいります。

以上がパブリックコメントに対する市の考え方でございます。

このパブリックコメントにつきましては個別の回答はいたしませんけれども、これらの意見、また市の考え方につきましては、ホームページで公表する予定となっております。また、このパブリックコメントに関しまして計画の修正箇所等はございませんでした。

今後でございますが、3月15日、保健福祉推進協議会におきまして結果を報告し、策定をしていく状況となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等ございましたらお願いいたします。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この表でいきますと、第7期の保険料の月額が5,100円から5,200円、100円値上げということですか。その100円値上げをすることによって、全体としてはどのくらいの費用というかになるんでしょうかね。保険料の収納の状況ですが、どのくらいになるのかな。わかる範囲で結構でございます。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

介護給付費の標準給付の見込み額でございますが、こちらのA4でお配りしました8ページの下ほどの表にございますとおり、142億7,278万2,562円とありますけれども、こちらが給付に必要な3年間の額となります。また、それ以外にも、その隣の地域支援事業費でございますが、これが7億3,463万8,569円とありますが、この合計額150億742万1,131円、これ

が3年間で必要となるサービス費となることとしております。

これに対しまして、下にございますとおり、準備基金の取崩額、こちらが3億150万円、この基金を取り崩すことによりまして、9ページになりますけれども、保険料の収納必要額、こちらが35億4,066万4,581円となります。これに保険料の収納率ですけれども、これ予定の収納率は98%と見込みますと、第7期の保険料月額が5,200円となることとなります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） もう1回説明していただけますか。

○委員（樋泉明広君） ここで100円上がると、5万7,960円掛ける108万と、どういうことになるのかな。

○委員長（五味武彦君） その前に、じゃ、部長から。

○福祉部長（三澤 宏君） もう一度こちらの表でちょっと説明いたします。

まず、この8ページをちょっとごらんください。

一番数字が表になっているところがありますけれども、まず標準給付費見込み額というのはサービス全体の金額です。これ3カ年。高齢者がふえて認定者がふえてきますから、当然、これは前回の3カ年の数字よりも伸びます。それと、あと地域支援事業費、これは市独自の事業とかがあってやっているわけですが、予防とかに重点を置いた事業です。こちら当然、伸びています。こちらのほう2つを足して総額をさらに、今度は保険料が第1号被保険者の保険負担割合というのは23%、前回22%が今度23%に法律で決まっていますので、これは人数によってそれは割り出されますけれども、23%になります。

ですから、これの数字を掛けまして、さらにその下の調整交付金、これは甲斐市の場合には所得段階が若干高いほうになりますので、標準は5%ですけれども、そちらのほうが低くなりますから、この7億4,000万というところから3億5,000万引いた数字をプラスします。

そのほかに、今までこの3年間で、保険料をいただいて給付費というのが約4億円ぐらい、この3月末までに余るのではないかとということで、積み立てられるのではないかと、これはあくまでも予想ですけれども、その中で1億円ぐらいはとっておかないと、やはりちょっと給付費が伸びたときに対応できませんので、そこで3億円ぐらいを取り崩せるということで、この3億1,000万円、あと、保険料収納額というのは、それを引くと35億4,066万4,581円というのが出てきます。

そのものを、今度9ページのほうにいついていただいて、収納率、全部、100%入ってくるわけではありませんから、やはり予定の収納率というのを掛けなきゃいけませんから、おお

よそ98%というのを、今度はこれで割ります。

そして、あと所得段階別の人数というのが、先ほど、この表の上のところに3カ年のそれぞれの所得段階別の人数というのが書いてあります。例えば第1段階の30年度は2,641人とか書いてありまして、これが推計値が出ていますので、それを計算しますと、大体3カ年で5万7,902人という保険者数になりますので、それで割ります。そうすると、年額の保険料額というのが算出できますので、それを単純に12で割ったものが5,200円という標準額になります。結果、100円アップという形になります。

ですから、もとをただせばやはり給付費の伸びです。こちらのほうが、例えば高齢化が進んでいるほかの市とかは、やはり当然、保険料を上げないとなりませんし、また、ここはちょっと分析していないんですけれども、甲斐市の場合にはある程度、年金を受給している方の金額、所得も、割と年金を多くもらっている方がやはり他市に比べても若干多いのではないかなというような予想をしております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（五味武彦君） 改めて説明していただきました。

委員の質疑、続きます。

いかがですか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） ないようですので、委員の質疑、終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑に入りたいと思います。

傍聴議員ございますか。

内藤議員。

マイク、すみません、お願いします。

○議員（内藤久歳君） 先ほど他市の状況の比較ということで出ていたんですけれども、甲斐市は3番目に低いということなんですが、他市の比較に対してどうのこうのということじゃないと思うんですけれども、いずれにしても今、高齢化、それから介護というか、これに対する人口はどの市町村もどんどんふえていくと思うんですよね。そういうところから考えると、北杜市なんか非常に少ないという、その背景というか、その辺のところは参考までにどうだということなんですけれども、その辺。

○委員長（五味武彦君） 三澤部長。

○福祉部長（三澤 宏君） 私もちよっと前回かかわっておりますので、私が北杜市の基本方

針というのを前回、ちょっとお聞きしたときに、やはりできるだけ元気で長生きしてもらうような施策を当然やっているわけなんですけれども、そのほかに、やはり施設を余りつからないというような方針で、甲斐市の場合には非常に交通の便等もいいですから、高齢者専用のアパート、サービスつきの、そういったところもかなりの、十何カ所が今あると思いますけれども、たしか北杜市はほとんどないと私は思っています。

ですから、そういうふうにとちょっと、できる限り市の中に施設をつくらないという方針だったので、当然、その施設を使う方が我慢するということはちょっとわかりませんが、できるだけ自宅等でサービスを受けたりしていたんじゃないかというような予想です。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 具体的に費用の面から考えると、要するに住民の負担額から考えると、比較した場合、さまざまな市の独自のそういう施策、政策というものがあると思うんだけど、甲斐市としても北杜のそういう考え方というものを参考にしながら、できるだけ市民の負担が軽くなるようなことも考えながらやっぱりやっていくということも必要かなと思うんですけれども、その辺は部長、どうですか。

○委員長（五味武彦君） 三澤部長。

○福祉部長（三澤 宏君） 北杜のちょっと、例えば世帯の状況なんかも私、わかりませんが、どちらかというとなら甲斐市は、甲府と同じようにやはり核家族化というのがかなり進んでいると思います。そういった面で、やはり介護者がちょっと面倒が見られないとか、身近にサービス事業所がたくさんあるというようなことから、そういったいろいろ働いている方も多いですから、やはりそういう形でサービス費用というのは伸びていくんじゃないかなというふうに思っていますけれども、私たちとしても、できるだけ健康で長生きしてもらうということで、予防に重点を置いた施策をことしからも進めていきますので、ちょっとそんな状況と、私たちは推測しております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） ほか、傍聴議員ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑、終了いたします。

以上で（６）甲斐市第８次高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画（案）の介護保険料等についてを終了いたします。

次に、長寿推進課関係のその他を行います。

長寿推進課から報告ありますか。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） それでは、長寿推進課から、その他ということで報告をさせていただきます。

今年度、双葉地区、双葉東小学校付近に整備をしております地域密着型特別養護老人ホーム、それからグループホームの建設につきまして報告をさせていただきます。

建設地につきましては、7月開催の厚生環境常任委員会で視察をお願いしたところでございますが、建設につきましては整備計画どおり進んでおりまして、3月上旬に完成、3月30日オープンの予定となっております。地域密着特別養護老人ホームは定員が29名、グループホームは定員18名で、いずれも木造平屋建てとなっております。

以上で施設整備の報告とさせていただきます。

また、次に、長寿推進課では、2月定例会におきまして条例の改正1件、条例の一部改正6件と補正予算の議案の提出を予定しております。制定を行う条例につきましては、甲斐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例でございます。また、補正予算につきましては、一般会計、民生費、老人福祉費、介護保険特別会計、介護サービス特別会計の3会計でございます。主な内容につきましては、今年度の保険給付費及び地域支援事業費の決算見込みに伴う補正、また平成28年度からの繰越金の補正等をお願いするものであります。詳細につきましては定例会においてご説明を申し上げます。

報告は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（五味武彦君） 条例改正及び補正予算については定例会の案件となります。質疑を省略いたします。

別に地域密着型特別養護老人ホーム等の整備状況について、これより委員の説明に対する質疑を行います。

委員の質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑、終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑に入りたいと思います。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑も終了いたします。

次に、長寿推進課関係で委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

委員の方、ございますか。

大丈夫ですか。

樋泉委員、どうぞ。

○委員（樋泉明広君） 8ページの第1号被保険者、総事業費の配分ですけれども、第1号被保険者が22%から負担が23%になると、それから、国の負担が定率が20%から15%になるということによろしいですか。その辺ちょっと、さっき聞きそびれちゃった。

○委員長（五味武彦君） すみません、じゃ、改めて。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 8ページの上の表が介護保険の総事業費になりますけれども、保険料が50%、公費が50%、保険料の50%のうち第1号被保険者の保険料の割合は23%、それから第2号被保険者、40歳以上65歳未満の方の保険料は27%となっております。

それで23%になった理由でございますが、こちらは日本全国一律の基準とするために国で向こう3年間、平成30年度から32年度の間65歳以上の方の人口、それから40歳以上65歳未満の方の人口の推計値を出して、その割合が第1号被保険者の保険料が23%、それから第2号被保険者の保険料が27%と定めたところでございます。

以上でございます。

〔「15%のことはいいんですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） それから、公費でございますが、国が定率20%、それから調整交付金が5%、それから県が定率が12.5%、市が12.5%、これは全国一律でございます。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） いいですか。

そもそも国の15%のことを。

○委員（樋泉明広君） その下のただし書きがあるんですよね。

○委員長（五味武彦君） そこですよ。

○委員（樋泉明広君） うん、その説明を、いいですか。悪いですね、本当に。

○委員長（五味武彦君） しばらくお待ちください。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 下の米印のところでございますが、施設整備、こちらが特養ですとかそういった施設整備の場合には、国の割合が15%、それから県が17.5%、市が12.5%となっておりますが、これはこの管轄が県になっておりますので、県のところが12.5%から17.5%と、5%ふえている状況でございます。

○委員長（五味武彦君） いいですか。特に追加の説明はないですね。

山田係長。

○介護保険係長（山田郁子君） 施設給付費に係る負担割合が、国が15%、県が17.5%、市が12.5%となります。

〔「いや、それはわかるんだ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） すみません、私が先ほど答弁した段階で、施設等給付費というふうに申し上げるべきところを施設整備費というふうに申し上げてしまいましたので、今、山田係長がその点を訂正させていただきました。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） もうないですね。

傍聴議員の質疑ございますか。

ないですね。もう終わったんだ、ここ。

失礼いたしました。

以上で長寿推進課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩として、職員の入れかえを行います。

お疲れさまでした。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時21分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開させていただきます。

（7）に入ります。第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画（案）への意見・提言について、当局の説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、環境課から、第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画（案）への意見・提言についてご説明させていただきます。

資料につきましては、この後にご説明いたします理由により結果的に提示させていただくものがございませんので、資料なしの口頭でのご説明とさせていただきます。

まず、先月15日の厚生環境常任委員会におきまして、第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画（案）をご説明させていただき、その内容等につきまして議員各位から意見・提言を1月26日までお受けいたしましたところ、寄せられた意見・提言はなかったところでございます。また、1月16日から2月9日までの25日間、市民等からのご意見を賜りたくパブリックコメントを実施いたしましたところ、寄せられた意見はありませんでした。また、1月24日水曜日には環境審議会を開催し、本計画案についてご説明いたしました。

なお、環境審議会につきましては、昨年11月におきましても、本計画の前半部分でありますアンケート結果の内容やごみ処理の現状と課題につきまして説明しているところであります。

1月の環境審議会におきましては、後半部分の計画の目標や目標達成のための具体的な取り組みを説明し、総括して質疑、ご意見をお聞きしたところでございます。その結果、目標数値や施策の考え方、あるいは施策の実施方法等につきましてご質問を幾つかお受けいたしました。計画内容そのものに対する意見はなかったところでございます。

以上のことから、甲斐市一般廃棄物処理基本計画につきましては、原案のとおり策定を進めてまいりたいと考えております。

今後の予定でありますけれども、現在、文書表現やレイアウトなどの細かいところを再度チェックしており、必要に応じて若干の修正を行ってまいります。この作業を来週前半には終え、2月末に開催される定例部長会議に報告する中でご承認をいただき、市長決裁を経て計画策定となります。3月中には計画書の印刷製本を終え、配付したいと考えております。

なお、計画の概要版につきましても現在作成中であり、計画書と一緒に配付を予定しております。また、3月中早い段階で、ホームページへの掲載も予定しております。

以上で第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画への意見・提言についてご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

委員の説明に対する質疑を行います。

委員の質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑、終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑、終了いたします。

以上で（７）第２次甲斐市一般廃棄物処理基本計画（案）についての意見・提言についてを終了いたします。

次に、（８）ネジ製造工場跡地（甲斐市中下条地内）における土壌汚染の状況について、当局の説明を求めます。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 引き続き環境課から、甲斐市中下条地内でのネジ製造工場跡地における土壌汚染の状況についてご説明させていただきます。

厚生環境常任委員会資料11ページをお願いいたします。

この案件につきましては、1月の厚生環境常任委員会において、その他の項目でご一報をしたところであり、今回のご説明につきましては、その後、県に詳細を聴取した内容でございます。

まず、1の土壌汚染対策法の規定による区域の指定であります。平成29年12月14日の告示により、当該土地に対しまして2つの区域が指定されたところであります。

まず、除去等の措置を講ずることが必要な区域といたしまして、甲斐市中下条2041番地1及び2041番地4の各一部が指定されました。汚染物質につきましては、トリクロロエチレンであります。指示措置といたしましては、地下水の水質測定が指示されております。

また、土地の形状を変更しようとするときの届け出をしなければならない区域といたしまして、甲斐市中下条2041番地1の一部が指定されました。この汚染物質につきましては、鉛及びその化合物であります。

具体的な場所ではありますが、資料の12ページに掲載してございます。真ん中やや上に赤い線で囲っているところが土壌汚染場所であり、山の手通りを甲府方面に向かい、千松橋の手前の道路を奥に入ったところでございます。

資料11ページにまたお戻り、お願いしたいと思います。

この土壌汚染の経過として、2であります。昭和22年から操業していたネジ製造工場でありましたが、他所、双葉地区のダム地区に移転するため、当該土地に設置していたトリクロロエチレンを使用した洗浄施設を平成25年8月に廃止したところでございます。

まことにすみませんが、1月の厚生環境常任委員会の一報で操業開始年を平成22年と読み違えました。正しくは昭和22年であります。

当該施設は、土壌汚染対策法に規定される有害物質使用特定施設に該当するため、廃止に合わせて土地所有者みずからが土壌検査を実施し、その結果を県に報告すべきところですが、①小規模かつ施設設置者が居住する建物と近接した工場であること、②外部の人間が立ち入る場所ではないこと、③当該土地内の観測井戸の水質検査に異常がないことなどにより、県は同法第3条第1項のただし書きを適用し、調査の実施を猶予しておりました。

今般、駐車場として当該土地を整備するに当たり、猶予の条件であった工場に近接する居住用建物を解体することになったため、猶予が取り消され、改めて同法に基づく調査を実施したところ、基準値を上回る汚染物質が検出されたところであります。

3の今後の対応であります。山梨県におけるこの土壌汚染に対する見解及び対応は、次のとおりであります。

まず、①といたしまして、本件とは別の工場を原因とする土壌汚染の疑いがあったため、甲斐市において平成17年度から20年度まで継続して当該井戸及び周辺井戸の水質検査を行っており、その結果、異常値は検出されておらず、汚染が拡散している可能性は低いと考えること、また、②として、土地所有者は当該土地を駐車場として整備する計画を進めており、土地の表面を舗装することにより、汚染物質の飛散防止及び封じ込めの効果が発揮されると見込まれること、③として、上記①、②を踏まえるとともに、県は土地所有者に対して平成30年2月中旬までに当該井戸水の再調査及びその結果報告を指示しており、最新の汚染状況を確認する中で、2月末をめどに対応等を判断するとの考えであります。

このため、本市といたしましても、県から情報収集するとともに、その動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

以上で、ネジ製造工場跡地における土壌汚染の状況につきましてご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（五味武彦君） （8）の説明、終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

委員の質疑ございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） この土壌汚染の調査を実施したということで、基準値を上回る汚染物質が検出されたとあるんですけれども、この検出した値というか、それはどのくらいの値なんですか。

○委員長（五味武彦君） 宮崎係長。

○環境保全係長（宮崎 建君） お答えいたします。

調査の内容としましては、気体状の物質を調査するための土壌ガス調査と、あと土の中に含まれる量を調べる土壌溶出量含有量調査を行ったところでございますが、土壌ガスにつきまして、トリクロロエチレンが基準値を超過しておりましたけれども、具体的には最大で1.5ボリュームppm、ppmと申しますのは100万分の1という単位になります。また、土壌含有量調査につきましては、鉛及びその化合物が基準値を超過しておりましたけれども、具体的には240ミリグラムパーキログラムでございました。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 基準値が幾つで、それよりどのぐらい多いのかということを知りたいんですよ。

○委員長（五味武彦君） 宮崎係長。

○環境保全係長（宮崎 建君） 大変失礼しました。

基準値につきましては、まずトリクロロエチレンの土壌ガスについては、検出されないことが基準となっております。ですので、1.5ボリュームppmということは、検出されているので異常ということなんです、具体的には微量な数値ということでは県で聞いてございます。また、鉛につきましては、基準値が150ミリグラムパーキログラムとなっておりますので、今回検出された異常値については、基準の1.6倍くらいということになります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） 確認ですけれども、平成17年度から20年度、ずっと水質検査をされてきて異常がなかったということなんですけれども、最後のほうで、今後、水質の汚染状況、最終のこれを確認する中で、さっき塗装して何かどうだこうだ、駐車場にするといったの、それが確認して何もなければ、この水質調査はそこで打ち切り、それともまたさらに継続し

て調査していくのか、ちょっとその辺、聞きたいんですけども。

○委員長（五味武彦君） 宮崎係長。

○環境保全係長（宮崎 建君） 水質検査につきましては、県の告示により、県の指示によりまして事業者が継続して実施するというで聞いております。もし異常値が発見された場合については、措置が水質測定から除去等になるかもしれませんが、県の見解ですと、当面は水質測定を指示するというで続けていくというふうに聞いております。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

委員の質疑、なければ傍聴議員の質疑に入りたいと思います。

傍聴議員ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） この土地が今までは自主的に本来の設置者が検査すべきとあったんだけど、県の第3条第1項のただし書きということを利用して、していないと書いてある、ただし書きとはどういう内容ですか。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 条文のほうで、基本的には特定施設につきましては、排出とともにそういった水質検査をしなければならないというふうなものが条文にございまして、ただし、政令で定めるものについてはこの限りではないというような形の中のただし書きというふうなことで、一般的に行政用語でありますけれども、そんなふうな内容でございます。

そこに書いてある①、②、③がただし書きに書かれている政令の文でございまして、これに適用しているというので猶予しているというような状況でございます。

○委員長（五味武彦君） ほか、傍聴議員ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で（8）ネジ製造工場跡地（甲斐市中下条地内）における土壌汚染の状況についてを終了いたします。

次に、環境課関係のその他を行います。

環境課から報告ありますか。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 環境課から、その他といたしまして3点ほどご報告させていただきます。

まず、1点目といたしましては、一般会計における環境課が所管する予算につきまして補正する項目が生じたので、市議会2月定例会において補正予算案を提出いたしますので、定例会に先立ちご報告させていただきます。補正予算の内容であります、環境保全基金に関する歳入歳出予算の減額でありまして、詳細につきましては定例会においてご説明させていただきますと思います。

次に、2点目といたしまして、ごみ焼却施設の関係であります。峡北、中巨摩、峡南の11市町におけるごみ処理施設1施設化への動きであります。平成43年度からの11市町による新施設の稼働に向けて、昨年10月6日、11市町による基本合意書の調印式が行われ、その合意事項の一つとして、ごみ処理広域化の推進に関する具体的な事項について検討を行うため、構成市町及び関係組合で構成する峡北、中巨摩、峡南地域ごみ処理広域化推進協議会を設置することとしているところであります。その協議会につきまして、今週の16日の金曜日、設立総会が開催される予定でありまして、その旨をご報告させていただきますと思います。

なお、協議会は任意の協議会であり、協議会の所掌事務といたしましては、新たなごみ処理施設を建設、運営いたします一部事務組合の設立が主な目的でございます。本格的な協議会の動きにつきましては本年4月以降になると思いますが、平成30年度内での一部事務組合設立に向けて、担当課長を中心に協議をする予定でございます。

今後、内容を協議する過程におきまして、議会に対しましてご相談する場面もあると思いますけれども、積極的に情報を発信してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、3点目といたしまして、し尿処理事務の一元化の動きでございます。昨年9月定例会においてご説明したところでございますが、峡北広域における新し尿処理施設の建設を機に、中巨摩広域から竜王地区分のし尿処理を峡北広域に移管する方向で調整したい旨をご報告したところでございます。

今般、事務レベルでの協議がおおむね調ったところでありまして、正式な手続といたしまして、中巨摩広域と峡北広域及び各構成市町に対しまして文書にて協議の申し入れを行いましたので、ご報告させていただきます。

今後の流れでございますが、各構成市町において議会に説明し、ご了承をいただく中で各広域の管理者会、理事者会で協議、承認を経て正式決定となります。

なお、各組合、議会におきましても、管理者会、理事者会での承認が得られた場合、その旨の報告があると考えております。

し尿処理の一元化の時期でございますけれども、おおむね平成35年度代を予定しており、それまでの間は現在の状況のままです。ごみ処理の広域化、し尿処理の一元化は、3町合併により複雑化している本市の一部事務組合の状況を解消するとともに、スケールメリットを生かした行政コストの削減につながるものであり、その実現に向けて、当局といたしましても最大限努力してまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、環境課から、その他といたしまして3点ご報告させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（五味武彦君） 補正予算については定例会の案件となりますので、質疑は省略いたしますが、ごみ処理広域化、それからし尿処理の一元化等々の今、報告がございました。この件に対しては委員の質疑、傍聴議員の質疑、受けたいと思います。

委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） その方向で中巨摩のし尿処理のほうからは、当然、何らかの検討課題が出ようかと思うんだけど、その辺は行政の担当者としては今のところ、まだ協議とか打ち合わせとかいう話、あるいは詰めたところまで行っているのか、その辺はどうですか。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） まず、中巨摩広域から竜王地区の部分が移管することによって影響があるというのは、甲斐市は、年間約7,000万円ぐらいのし尿処理に対する経費の負担金のほうは支払っているところでございますが、竜王地区が抜けるというようになれば、その7,000万円につきましては、残りの中央市、昭和町、そして、あと南アルプス市、そちらのほうにしわ寄せというか、そちらのほうは負担をするという形になる中で、残った市町につきまして負担金が増になるといったことが、1つはあります。

もう一つは、処理能力もそうなんですけれども、甲斐市が抜けた部分が十分キャパができるという中で、そこの取り扱いについても中巨摩広域のほうでは今後の課題であるというふうには思っております。

もう一つは、基金がございまして、いわゆる貯金みたいなものですが、し尿処理に係る基金がございまして、その清算についてどんなふうにしていったらいいのかといったことが、今後の協議の内容となりまして、まだそこまでは詰めていないところでありまして、

おおむね中巨摩広域から峡北に移管するということにつきましては、事務レベルのほうではそういう課題もありながら、一応、承知はしましたというような段階でございます。

○委員長（五味武彦君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） それによって、うちの甲斐市には、峡北のほうに移す、それによって甲斐市はメリット、デメリットはどういうふうな数字になってくるんですか。予測で結構です。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 概算でこちらのほうで金額的なメリットを確かめたんですけども、今、その数字を手元に持っていないので、まことに申しわけございませんが、数字のほうははっきりは言えないんですけども、いずれにしろ中巨摩広域で今、課題になって、私どものほうとして甲斐市の課題になっているものが、実は負担金の算出方法なんですけれども、中巨摩広域のほうにつきましては、均等割が10%、人口割が90%といった中で、負担金が約7,000万円ということになっています。

峡北広域にいけますと、基本的に運営費だけに限定いたしますと、処理割が100%です、峡北広域につきましては。ですので、下水道が比較的ほかの市町より進んでいる甲斐市のほうが、人口でどうしても算出されていますので、その辺は実際の処理量に伴っての負担金ではないので、その辺のほうは不利なのかなというふうに考えております。

もう一つは、やはり2つの広域の施設を所有するということは、2つの施設の建設費を払わなければならないと、将来的に中巨摩広域につきましても、あと数十年後にはまた建てかえという話になったときに、やはりその建設費も負担をしなければならぬ、その分を払わなければならないという部分がありますので、いずれにしましても、2つの施設を持っているということは2つの建設費負担金を背負わなければならないという部分がありますので、その建設費の部分と処理割の部分、負担金の運営費の部分につきましてメリットがあるというふうな答えになってございます。

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員、ほかございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 先ほど課長の説明で、ごみ処理の広域化の話がありましたよね。2月16日、あさってか、協議会が設立されるという、これはもう広域化のほうへ進むと、これに加盟している市町、一部事務組合、中巨摩とか峡北、それはもう広域化に皆さん賛同されてこういうスケジュールになったということですか。そう理解していいわけですか。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 昨年10月6日に11市町による基本合意書を交わしたというふうになってございますけれども、その合意書の項目といたしまして、基本的に平成43年4月のごみ処理の一広域化に向けて取り組むよと、もう一点は、その実現に向けて推進協議会を設置しますよというふうなことは合意書に書かれておりますので、基本的に11市町の合意形成がされているというふうな内容でございます。

○委員長（五味武彦君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 当然、それはもう11の市町も、それが、市町は当然なんですけれども、事務組合のほうの、一部事務組合、要するに中巨摩とか影響があるわけでしょう。峡北があるわね。その事務組合にはそれぞれの議会があるじゃないですか。そういうものに関しては、皆さんは余り関与はできないということなの。その辺も踏まえての協議会の設立になっているわけですかね、これ。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） この合意書につきましては、11市町で調印式をしたとなってきますけれども、一応、基本的には広域事務組合の理事者なり代表理事者なり管理者としてのサインをしてございますので、当然、その辺の流れのことにつきましては、各広域のほうで全員協議会か何らかでご説明があるかと思っております。

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員、ほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、質疑を終了いたします。

次に、環境課関係で委員より特に聞きたいところがあればお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、以上で環境課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

ご苦勞さまでした。

10分強の休憩をとります。4時開始になります。お願いいたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時58分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

（９）甲斐市国民健康保険 第２期データヘルス計画・第３期特定健康診査等実施計画（案）について当局の説明を求めます。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、保険課からよろしく願いいたします。

甲斐市国民健康保険 第２期データヘルス計画・第３期特定健康診査等実施計画（案）につきましてご説明をいたします。

計画表と本日お配りをしましたA４の２枚の４ページの資料がございますが、こちらの４ページの資料のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

A４の２枚の４ページのことを……

保健課の計画関係でご説明をいたします。

今、お手元にごございますものは、データヘルス計画・第３期特定健康診査等実施計画（案）に対しまして寄せられました意見等をまとめた資料となっております。この１月１６日から２月９日まで実施をいたしましたパブリックコメントに寄せられた意見等はございませんでした。また、議員さん方からのご意見も特に寄せられたものはございませんでしたが、こちらの資料の１ページに記載をしております内容は、前回の常任委員会で議員さん方から質問をいただいた内容と、その対応を記載しております。

また、２ページ、３ページにつきましては、国民健康保険運営協議会委員の皆様から寄せられた意見、そして一番最後の４ページにつきましては、国保連合会の保険事業支援評価委員会より寄せられた意見等を記載しております。

議員さん方から前回いただきましたご意見等の対応を中心にご説明をいたします。

まず、１番目の平成２８年度の人口のご質問を前回いただきましたが、使っておりましたデータにつきましては、国保連合会が作成をいたしましたデータ支援システムのデータを使用しておりました。余りにも数字の乖離が大きかったものですので、市民課のほうの集計データ、甲斐市の大字別の人口を集計したものを使い、今回、修正をしております。

それから、２番目の重症化予防に具体的な目標値を設定されていない、パーセントなどで表示したほうがよいのではないかというご意見がございましたが、こちらは、計画書では３５ページとなりますが、アウトプットの箇所に優先順位の高い対象者への受診勧奨、保健指導率を１００％にすることを追記しております。３５ページでは、下から２段目の枠の評価体

制、方法のところとなりますが、100%を目標にするという記載を追記しております。

それから、3番目となりますが、こちらは計画書では41ページとなりますが、平成28年度の甲斐市特定健康診査受診率は49.3%と、県の受診率42.6%を上回っている、甲斐市は山梨県全体ではどういう位置にいるのかといったご質問を頂戴いたしました。これの回答ですが、国保連合会に法定報告としまして毎年1回受診状況を報告しております。確認をいたしましたところ、県内では中間的な位置にあるという回答でございました。今後も、関係各課と協力をしまして受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

それから、5番、すみません、ナンバー飛んでいまして5になっていますが……

〔発言する者あり〕

○保険課長（加藤文雄君） すみません、ナンバーぼかしとっていますが、とりあえず36ページのところで、市民の方は普及をしている薬、ジェネリック医薬品があるのかどうかかわからない、医療機関への働きかけはどうするのかといったご意見でございましたが、こちらにつきましては、国保担当者の会議を通じ、また実際にはこの上部機関として県があるわけですが、県を通じまして山梨県の医師会へ普及促進の要望を働きかけていくということを予定しております。

こういったことを事業計画に盛り込み、事業内容を実施したり方法等を修正しております。

それから、順番、すみません、申しわけございません。平成35年度特定健康診査、特定保健指導目標値60%に変更になることがあるのかといったご質問がございました。こちらにつきましては、国で示しております基本指針の目標値をそのまま使っておりますので、変更となることはございません。

それから、次の第1期の前期の目標と成果を今回、2期のデータヘルスの関係となりますが、どう反映したのかというご質問でございますが、特定健康診査、特定保健指導とも目標値を達成していない状況でございます。40歳代の健診受診希望調査未回答者への再通知、健診に対する意識調査を実施しまして、受診率向上につなげてまいります。特定保健指導の体制を再検討し、最終評価までの継続支援を実施してまいります。

次のレセプトデータを用いて対象者を抽出し、効果を期待できる対象者の優先順位を決めるとあるが、さまざまな事業を抱えている中で保健師の職員体制に問題はないのかといったご質問でございますが、現在の職員体制の中で既存の保健事業の事業内容を見直しまして、計画に基づく事業とタイアップをし取り組んでいくなど、事業内容を効率的に進めていきたいと考えております。

最後に、ジェネリック医薬品を使いたがらない医師もいる、国の考え方はどうなのか、市もそのことを理解すべきだといったような内容のご質問でございました。こちらも先ほどの回答と一緒にとなりますが、県を通じまして医師会のほうに働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上が主な今回、議員さん方からのご意見に対する修正等でございます。

そのほか、先ほど申し上げましたとおり、2ページ以降、運営協議会の委員さん方、それから国保連の保健事業支援評価委員会より寄せられた意見等を記載しております。それぞれ修正等を加えておりますので、ごらんいただければと思います。

なお、支援評価委員会から寄せられた意見のものにつきましては、前期の計画の実施状況ですとか、その内容等の記載をもっと詳細にといった、そういった内容でございます。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

委員の質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ないようですから、委員の質疑、終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑に入りたいと思います。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で（9）甲斐市国民健康保険 第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画（案）についてを終了いたします。

次に、（10）国民健康保険制度改正について当局の説明を求めます。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） では、続きまして、今度は常任委員会資料の13ページをお願いいたします。

国民健康保険制度改正についてご説明をいたします。

13ページのほうのこの資料につきましては、以前、国の資料をコピーしてお配り等をいたしました、それを1枚の表にまとめたものとなっております。

国民健康保険は、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険料全負担が重い、

財政運営が不安定になりやすい、小規模の市町村が多いといった国保制度の構造的な問題がございます。国民健康保険制度を将来にわたって維持していくため、県も保険者として国民健康保険の運営に加わり、国民健康保険制度の安定化、財政基盤の強化を図ることが今回の目的となっております。

県と市町村の役割分担でございますが、こちらの表の2段目からとなります。2の財政運営以降のところになりますが、県は財政運営の責任主体としまして、市町村ごとの保険事業費納付金の算定、標準保険料率の算定、公表、保険給付費等交付金の交付、また市町村は、保険税等をもとに国保事業費納付金を県に納付、資格の管理、保健税率の決定、賦課、徴収、保険給付を担当いたします。

2番目の国保事務の変更点となりますが、国保事業費納付金、保険給付費等交付金等の財政制度の変更、それから資格管理の変更点としましては、国保資格の取得、喪失が市町村単位から都道府県単位に変更となります。これに伴いまして、被保険者証の様式が変更となります。あわせて、高額医療費の多数回該当が都道府県単位で通算されるように変わります。従来の転入、転出が市内での転居と同じような考え方になるものとなります。保険税納付や各種申請届け出等は、これまでどおり変更はございません。

めくっていただきまして、14ページから17ページとなります。

こちらにつきましては、国民健康保険特別会計への予算科目の新旧対照表を記載しております。都道府県化に伴います主な変更箇所をご説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、県の歳入となり県の補助金に移行とするため、1項国庫負担金は過年度分のみとなります。

4款の保険給付費等交付金、その次の前期高齢者交付金につきましても同様でございます。

5款の県支出金は、1項に県補助金としまして、1目保険給付費等交付金が新設をされます。これまでの国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、県負担金等とあわせて交付されることとなります。

16ページをお願いいたします。

歳出になりますが、後期高齢者支援金、それから介護納付金が3款の保険事業費納付金に移行をいたします。前期高齢者納付金につきましては、県の事業に移行するため、また老人保健拠出金は制度の終了によりそれぞれ廃款となります。

歳入歳出でございます高額医療費共同事業及び保険財政協働安定化事業につきましては、都道府県化に伴いまして廃止となります。

18ページをお願いいたします。

予算科目の主な変更点でございますが、先ほどご説明いたしました内容を表にまとめたものでございます。県へ移るもの、また県から交付をされるように変わるもの等を記載しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

なお、歳入のところの表の左側の括弧の部分でございますが、今、括弧が国庫支出金の定率国庫負担金の32%から特定健康診査負担金の3分の1というところまでがかかっておりますが、実際には、申しわけございません、資料の作成の誤りがございまして、前期高齢者交付金までかかりますので、その部分の修正をお願いいたします。

先ほどもご説明をいたしましたとおりとなりますが、この表につきましては、市の国保会計の歳入であったものが県の国保会計の歳入となり、平成30年度からは保険給付費等交付金として県から交付をされることとなってまいります。先ほどの説明と重複をいたしますので、詳細な説明につきましては省略をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。

平成30年度国民健康保険事業費納付金につきましてご報告をいたします。

(1)の概要及び(2)の調整措置等につきましては、新聞等で報道されました内容と同様の内容を記載しておりますので省略をさせていただきます。

(3)の平成30年度国民健康保険事業費納付金につきましては先月決定をいたしまして、一般被保険者分及び退職被保険者分の合計で19億6,592万7,701円となりました。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

委員の説明に対する質疑を行います。

委員の質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 国民健康保険制度の改正についての4ページですが、今度広域化になるということでありまして……

○委員長（五味武彦君） もう一回、すみません、何ページでしょうか。

○委員（樋泉明広君） ごめんなさい、19ページです。

19ページで調整措置のところの1人当たりの納付金の問題、額ですが、この前の資料でいきますと、広域化になりますと、甲斐市の場合の1人当たりの納付金額、保険料の額は、28年度決算額との比較で減額になるということよろしいでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 前回の資料でお示したものととなりますが、その点につきましては、28年度の決算ベースで県が試算をしたものと比較した場合には減額になるということになっております。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 29年度でやると、またわからないということですか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 県が試算をしましたのは28年度の決算ベースの比較でございます。それから、29年度はまだ現在、年度の途中でございますので、まだ決算前ですので、それは比較は困難でございますので。

○委員（樋泉明広君） いいです。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか、委員の質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了し、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） なければ、以上で（10）国民健康保険制度改正についてを終了いたします。

次に、保険課関係のその他を行います。

保険課から報告ありますか。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 保険課から報告をいたします。

2月定例議会に条例の改正案並びに補正予算案の提出を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 条例の改正及び補正予算については定例会の案件となります。質疑は省略をいたします。

次に、保険課関係で委員より特に聞きたいところがあればお願いたします。

委員の特に質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、その他を終了させていただきます。

引き続き、次第の4、その他に入りたいと思います。

委員よりその他、何かありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、事務局からありませんか。

事務局からないということで、その他を終了させていただきます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

おおむね5時までかかると思いましたが、4時20分程度で終わるということで、ご協力ありがとうございました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時17分